

事務連絡  
令和3年10月27日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

### 特定建築物以外の建築物における換気状況の改善について

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「法」という。)第4条第1項では、特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)第2条で定める建築物環境衛生管理基準に従って、当該特定建築物の維持管理をしなければならないとしています。また法第4条第3項では、特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「維持管理権原者」という。)は、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならないとしています。

新型コロナウイルス感染症対策では、リスク要因の一つである換気の悪い密閉空間の改善が重要であり、法における空気環境の調整に関する基準に適合していれば、「換気が悪い密閉空間」には当てはまらない、とされています。換気状況の改善は特定建築物以外の建築物においても重要なことから、法で努力義務が課せられていることに鑑み、別添リーフレットを貴部局のウェブサイトに掲載する等により、維持管理権原者等に周知いただくとともに、維持管理権原者等から建築物衛生に係る相談があった場合には、御対応をよろしくお願いいたします。

# 中小ビルの所有者・ビルを利用する皆さんへ

チェック

- ビルの換気の改善は、利用する人全員で取り組むことが大切です
- 特定建築物に該当しない建築物も、換気設備等の適切な維持管理に努めましょう
- 換気は感染対策だけでなく、汚染物質※を室内から除去し、空間を快適にしてくれます

※汚染物質とは、ホルムアルデヒド・一酸化炭素・臭気など

建築物衛生法※<sup>1</sup>では、特定建築物※<sup>2</sup>の所有者等に対し、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理することを求めてています。そして、特定建築物以外の建築物であっても、多数の方が使用・利用する場合は、特定建築物と同様の維持管理をするように努めることとされています。

また、昨今は新型コロナウイルス感染症対策としても、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」の改善が重要とされています※<sup>3</sup>。

**ビルの所有者とテナント事業者等のビルの利用者が協力して、ビル全体の換気の改善に取り組みましょう。**

※ 1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

※ 2 興行場、百貨店、集会場、店舗、事務所等の用途に供される延べ床面積が原則3,000m<sup>2</sup>以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するもの

※ 3 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>



## 改善にあたっての3ポイント



- ▶ビルの所有者は、ビル内の換気状況や換気設備の設置状況を把握し、必要に応じて、ビルの利用者と情報を共有しましょう。
- ▶テナント事業者等のビルの利用者は、ビルの所有者が示す換気を改善する取り組みに協力しましょう。
- ▶ビルの所有者は、定期的に換気設備（給排気口、外気取入口、フィルター等）のメンテナンスを行いましょう。

具体的な対策は裏面をご覧ください

建築物衛生に関するご質問は、最寄りの保健所にお問い合わせください。

# 換気を改善するための具体的な対策

## ビル全体での取り組み

ポイント  
1

ビル所有者等は定期的に空気環境を測定※し、その結果をビルの利用者と共有しましょう。二酸化炭素濃度が1000ppm以下であれば、その居室の空気環境は適切に維持管理されています。

※ 測定方法は、以下のページの「2 空気環境の調整」などを参考としてください。空気環境測定業者に依頼することもできます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei10/index.html>



ポイント  
2

ビル所有者等はどのような換気設備が設置されているかを確認し、必要に応じて、換気量に応じた各居室の在室人数の目安※をビルの利用者と共有しましょう。

※ 居室の換気量を一人当たりの必要換気量（毎時30m<sup>3</sup>）で割ることで、その居室の在室人数の目安が分かります。

ポイント  
3

- ・ビル所有者等は、設置されている換気設備の状況等を踏まえ、必要に応じて、換気を改善する方法をビルの利用者に周知しましょう。
- ・ビルの利用者は、改善する取り組みに協力しましょう。

(取組例)  機械換気設備が設置されている場合は常に稼働させ、強弱が選択できる場合は「強」にしましょう。  
 機械換気設備だけでは換気量が不足する場合などには、二方向の窓を開放しましょう。窓が一方にしかない場合はドアも開放しましょう。  
 在室密度を下げるため、テナント事業者は、在宅勤務、分散勤務、時差出勤などを検討しましょう。

## ビル所有者等の取り組み

ポイント  
1

機械換気設備の整備等を定期的に行いましょう。給排気口、フィルター、全熱交換器のエレメントなどの清掃は、換気の改善に有効です。

ポイント  
2

換気量が多い方が感染リスクの低減には有効ですが、換気設備の能力を超えて無理に換気量を増やすと、室内の温熱環境の悪化や騒音、機器の故障につながります。機械換気設備の能力や室内の温熱環境の維持を考慮して、換気量を調整しましょう。

### < 参考情報 >

① 夏や冬の時期には、適切な温度・湿度を維持しながら換気を確保するために、窓の開け方を工夫するとともに、可搬式の空気清浄機を併用することも有効※です。

※冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/000698868.pdf>



② (公社) 空気調和・衛生工学会では、商業施設等利用者向けの提言※を公表しています。

※商業施設、事務所に関する皆様へ

<http://www.shasej.org/recommendation/covid-19/2020.12.09%20syougyo.pdf>

